住宅都市・世田谷のみどりのデザイン --田園都市論、風致地区制度、そして。「豊か」な暮らしの舞台づくり---

阿部 伸太

ABE, Shinta

(東京農業大学地域環境科学部准教授)

はじめに

「木々があると癒される」、「緑のある街は美しいね」などということはよく言われる。 一方で樹木は、落ち葉、落枝、倒木などの問題で目の敵にされ、個人宅所有でありながら 地域の象徴となっていた高木が泣く泣く伐採されたり、樹種本来の樹形とは程遠い剪定に より街路樹ならぬ街路棒になっている場面に遭遇することもある。30年以上前の私が学生 だったころから私の研究室では経済新聞を購読しているが、その折り込みにある大型集合 住宅の広告を見ていると、この10年ほど前から物件のイメージ図に変化が現れてきている。 それまでは、ほぼ建物のみが描かれ、建物の前はグレーで塗られた道(というか、実際は そのような広がりはないにもかかわらず広場のように広い空間)となっていた。それが近 年は、建物はエントランス部分しか見えないほどの植栽が描かれ、しかもその樹種や描写 の精度は年々目を見張るような状況になってきている。これはどういうことだろうか。卒 業研究で1年間収集した経済新聞折り込み広告の新築約30物件について販売価格と緑量と の関係について分析を行なった。もちろん物件価格は、駅との距離や周辺の土地利用・施 設などの様々な状況により単純には語れない。こうした社会科学系の研究は、試験管の中 で条件を一定にする化学系の研究と違った難しさはあるが、「傾向」がどの程度見て取れる かを集積していくことで精度を高めていくことが大切である。さて、分析結果であるが、 敷地内全体の緑被率と販売価格との間には強い相関はなく、特に中庭などを除いた接道部 のみの緑被率と物件価格との間にはほとんど相関は認められなかった。しかし、エントラ ス周辺(この範囲については一定のルールを設定し全物件について同条件で分析)の緑被 率との関係で分散をみると敷地全体の緑被率とは大きく異なる強い相関傾向があり、エン トランス周辺の植栽空間が10㎡増加するにつれて1戸あたりの販売価格が400万円以上高 くなっていた。この金額については今後精査していく必要はあるが、少なくとも植栽空間 の経済的価値は開発系事業者に認識されていることが言えそうであるということは認めら れた。緑には住環境としての魅力があることは、古くからネーミングにおいても近隣の公 園名称がつけられているように。

本稿では、第一章では、都市緑地の意義を概観したうえで、第二章では、世田谷の質の高い住宅地形成に影響を与えた「田園都市論」の暮らしとの関係について、第三章では、個性ある地域形成の手法である「風致地区制度」の育成概念について、第四章では、住宅

都市でありながら農地が多く存在する世田谷区のルーツでもある「東京緑地計画」と「緑地地域」についてふれる。そして、第五章で、風致地区指定地を中心に街中に緑が存在するひと工夫のデザインをいくつかの視点で紹介し、最後に緑豊かな街を育成していくための今後の課題を述べることとした。

1. 都市緑地と環境

1.1 都市緑地の多様性

都市緑地には存在形態と機能の多様性がある。都市には様々な「みどり」が存在する。住宅地の樹木だけでなく、公園・庭園、街路樹、開発系プロジェクトの中で創出された樹木、農地、斜面緑地など都市緑地計画学上はこれら全てが都市環境にとって重要な「みどり」である。都市計画の目標はいくつかの視点があるがその一つに、「効率性」「衛生性(保健性)」「安全性」「快適性」の4つの目標がある。そもそも都市の発生の一因は、物や情報の交換を効率的に行なうことからといえるが、その土地が衛生的で安全で快適であることも人々の生存にとっては重要であり、その状態をめざして整備していくことが都市計画である。都市施設として公園が誕生した背景も、英国における産業革命による都市環境の悪化を受けた伝染病やドラッグの蔓延などにより心身の健康が害される事態の中で、王や貴族の狩猟苑の解放にはじまり、それが現在、ハイドパーク、ケンジントンガーデンズ、セントジェームズパークなど、ロンドンの街における市民にとっての大切な「居間」となっている。

このように都市緑地には機能面でも多様性があり、それらは大きく2つの効果、「存在効果」と「利用効果」に分けられる。

1.2 環境保全機能と景観形成機能

少子化が語られる中、世田谷区の人口は90万人を超え、いまだにしばらくは増加傾向を示している一方で、特別区の中でもみどり豊かな住宅都市として認識されている。しかし、世田谷区では「みどり33」の取り組みがなされているように、みどりの減少に歯止めをかけていかに現状を維持し、増加させていくかが課題となっている。

大規模であれ戸建であれ開発行為においてみどりを保全・活用・創出していくことは大切であるが、その際、緑化の指針として緑被率がある。しかし市街地において「面」としての緑を確保することはなかなか難しいことではあるが、「面」としての緑は特に温熱環境のコントロールには重要な存在となる。特に豪雨災害が多発する近年、突発的な豪雨の発生は、地表面と上空の温度差が 40℃以上になった時というのがひとつの指標とされている。つまり、上空への温度を低減させるためにも「面」としてのみどりの確保はひきつづき積極的に取り組んでいく必要があることを意味している。

一方で、例えば戸建の住宅においては、敷地規模と建蔽率との関係から「面」としての

緑を確保することは困難なこともある。しかし、かといって全くなくなってしまうことを容認することは、緑豊かな住宅都市・世田谷としてのブランドを放棄することになる。このたび改訂された「みどりの基本計画」では、「ひとつぼみどりのススメ」という具体的取り組みを投げかけている。住宅都市としての現状を活用し、各住居の玄関先に1坪の緑を確保することで、砧公園に相当する面積の緑を創出する可能性を示唆している。これは、例えば30cm四方(0.09 ㎡)の人工物に被覆されていない地表面に、これも例えばオリーブなどの中木を植栽するだけでも樹冠投影面積は1㎡、つまり、1㎡の植栽空間を設置しなくても約100倍の緑被面積を確保できることを意味する。しかし、植栽桝として確保することが困難な場合は、プランターでも良いがやはり、雨水の地下浸透が可能であることは、水循環の観点からも望ましいこともあり、近年話題となっているGI(グリーンインフラ)への貢献にもなる。何と言ってもプランターよりは潅水の手間ははぶける。

また、このように玄関先に1本の中木があるだけでも街路景観としての地域性は高まる。 緑被率が高くても街路から見えない奥のほうで緑が確保されていても、敷地奥の緑は街路 景観には影響を与えにくい。理想都市論に基づいて形成された成城学園や田園調布などで も近年は土地の相続や敷地の細分化により緑の継承が困難になってきている。諸般の事情 によるやむを得ない状況においても、古くからの街路景観を継承するためには、少なくと も当該街路における緑視率や緑の配置特性がどのようなパターンであるかを明らかにして おくことで、時代が変化していくなかでも一定のステータスを持ち続ける住宅地として存 続していく可能性がある。

1.3 外部環境と内部環境

生活環境、学習環境、労働環境などなど「環境」は様々な場面で用いられる。広辞苑では「主体を取り巻く状況」となっている。生物学では、生命体のホメオスタシス(恒常性)の説明の中で「外部環境」と「内部環境」という概念が存在する。外部環境とは細胞を取り巻く状態、そして内部環境は細胞の内部の状態である。「主体を取り巻く状況」ということからすると内部環境とは一見矛盾を感じるが、その主体は細胞内部に存在する例えばゴルジ体をはじめとする組織等を取り巻く細胞内の状態を言う。「みどり」の視点からの「都市環境」を語る際も同様に考えることができる。例えば近年激化するヒートアイランド現象は、衛星データをもとに温熱状況を画像化した際、温度の低い都市周辺が青く示された中に、温度の高くなった都市部の赤い部分が、海に囲まれた島のように見えることからネーミングされたように都市地域と都市の周辺地域との関係から語られ、いわばこれは都市の外部環境として捉えることができる。これに対し、このヒートアイランドを発生させる要因は都市の内部環境が関わってきている。つまり、都市内部の樹木をはじめとする自然的被覆地の減少と人工面の増加、そしてエアコンによる温風の排出と自動車の排気等による二酸化炭素の増加などが温暖化を引き起こしている。

1.4 ヒトにとっての植物

確かに落ち葉は迷惑の何者でもないということもある。しかしこれを冷静に考えると必ずしも樹木を否定することにはならないとも言える。樹木には落葉樹がある一方で常緑樹もある。そして、温暖化する都市地域においてより多くの植物による被覆を多くすることで気温上昇の抑制効果が期待できるとともに、歩道への直射をさえぎる一本の樹木の存在は命を救う存在でもあることからすれば、完全に樹木は否定されるものではない。

そもそもヒトが地上で生存できるのは、植物の存在がある。植物性プランクトンにより酸素が生成され、植物が地上に上がることで発生する酸素によって成層圏が形成。それにより紫外線の抑制が行なわれることでヒトは陸上で生活することができていることを忘れてはならない。

2. 暮らしの現われとしての「田園都市論」

2.1 「田園都市」としての成熟の歴史

昭和に入り東京の都市化は外延化し、世田谷における宅地形成は急速に進んでいく。その中で現在一般的に言われる「緑豊か」な住宅都市・世田谷の基礎を築いた出来事は、いくつか取り上げることができる。住宅地整備の手法として準用していた耕地整理、そしてその後の土地区画整理による計画的な街づくり、そして電鉄系や学園系の開発でもある郊外住宅地。昭和に入ってからの多摩川風致地区指定、東京緑地計画の流れを組む緑地地域、平成の「農の風景育成地区」指定。令和の今後は営農されている農地をいかに活用して世田谷ならではのみどり豊かな個性ある住環境を育てていくかが課題といえる。つまり、樹木・農地が適性に存在することで良好な水循環が機能した環境と「質の高い住宅地」が馴染みあった街づくりが、世田谷の生い立ちを踏まえた将来と考えられる。そうした中、郊外住宅地として形成された成城学園や田園調布の計画に導入された「田園都市論」は、当時世界的に広まった理想都市論のひとつである。

2.2 「田園都市論」の本質

田園都市論は、エベネザー・ハワード(Ebenezer Howard)が提唱した理想的住宅地形成の理論として世界的に有名である。これは、講演録としてまとめられた 1898 年の『Tomorrow: A peaceful path to real reform』を、1902 年に改題して『Garden City of Tomorrow』として刊行された理論であるが、特に後者が一般的に知られている。しかし、この理論の本質は、前者のタイトルにこめられていると考えるが、実際はそうはいかなかった。田園都市論は、後に世界各国で実践されていくが、その多くは放射環状型の街路構成をはじめとする形態的特徴を「模倣」するものだった。この点に関しては、田園都市論により形成された住宅地であるレッチワースとウェルウィンの支配人の F・J・オズボーンは、「模倣

と模倣の模倣とによって、世界中の実際的の都市開発に測りしれない影響を与えている」 として、レイモンド・アンウィン(Raymond Unwin)のみがハワードの理念を理解していたと述べているり。

レイモンド・アンウィンは、ハワードの田園都市論の具現として最初に建設された英国・ロンドン郊外の住宅地・レッチワースの設計コンペのプランナーであり、ウェルウィンはレッチワースに続く第二の田園都市である。ハワードは、田園都市論は「偉大な理念」の実現としており、それはレッチワースが田園都市論の概念図である放射環状型の街路構成をとっていないことからも理解できる。その「偉大な理念」を解く鍵は 1898 年の『Tomorrow: A peaceful path to real reform』という題目にあり、これは 1902 年に改題された『Garden City of Tomorrow』との内容の比較をすることでさらに理解が進む。

2.3 ハワードのアドミニストレーション

両書を比較すると明らかに異なる点は、コミュニティ組織に関する記載である。1898年の『Tomorrow: A peaceful path to real reform』に掲載されていたダイアグラムの「No.5 Diagram of Administration」であるが、1902年の『Garden City of Tomorrow』では、「No.5」のダイアグラムは、衛星都市の配置計画の概念図に差し替えられ、「No.5 Diagram of Administration」は、削除されたうえで、文章のみの記述になっている。『Tomorrow: A peaceful path to real reform』に掲載された第五のダイアグラムによれば、その組織はまず大きく 2 つのグルー

プ、「管理部(MUNICIPAL GROUPS)」と それを取り巻く「部局」によって構成され ている。管理部は「中央評議会(CENTRAL COUNCIL)」と「部局 (GROUP)」によっ て構成され、そのそれぞれに小群が設置さ れている。具体的には、公共規制グループ (Public Control Group:財務、税務、法務、 監査)、社会的教育的グループ (Social Purposes Group:教育、図書館、浴場・洗濯 場、音楽、娯楽)、建設グループ (Engineering Group: 道路、暗渠、下水道、電車軌道、 公営鉄道、公共建築、公園・空地、用排水 路、運河、灌漑、上水道、電力、照明、通 信)である。そして、この管理部を取り巻 く組織は、3つのカテゴリーがあり、まず、 半公営企業(SEMI-MUNICIPAL GROUP: 肉市場、魚市場、青果市場、石炭市場、商

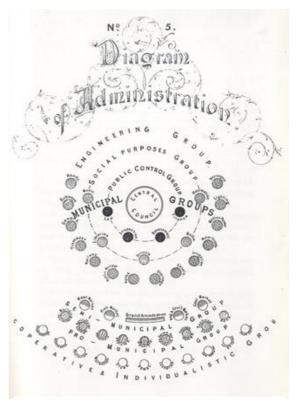


図 1 Diagram of Administration

店)、次に専門性のある企業(PRO-MUNICIPAL GROUP:ビルディング協会、農業大学、病院、保護施設、技術学校、銀行など)、そして、協働の個人(小規模所有者、市民農園、工場、養育所、クリーニング店、酪農場、大規模農場、小規模農場など)である。

このように、田園都市論は、住宅地を形成した後に地域を育成していく組織を様々な主体によって構成し、皆の英知とコミュニティによって維持していくことによって、お互いを理解しよりよい社会を実現していくことによって完結する理論であると考えられる。このことは、オズボーンがハワードの考え方をもっとも理解していたと言ったアンウィンの都市計画に対する考え方にも見て取ることができる。

2.4 アンウィンの言う「ライフ」

アンウィンが、人の暮らしを大切にしていたことは、当時、交流のあった日本の都市計画のパイオニアである石川榮耀(ひであき)の言葉にみることができる。石川は、愛知の都市計画家・黒谷了太郎と共に、ハワードやアンウィンと親交があった。石川が自らが関わった名古屋の都市計画案をアンウィンに意見を求めた際、アンウィンは、計画案はよくできているものの「ライフ」がないとの指摘をしている。特に水辺に工業が立地していることへの指摘に対して、石川は、「水辺は都市の瞳であり、大切に扱う必要性を感じた」と語っている。

また、石川はレッチワースを訪れた際の光景を以下のようにつづっている。

更にその邊を歩きまはつて南の方の白壁の勞働住宅地に入る。勞働住宅とは云え大抵 二戸建ての堂々たる煉瓦造りで周囲には必ず手頃な畑をめぐらしたる。フト自分の前に 居た女の子がバネの様に飛んで行つた。母なる人がくづれる許りにニコニコして手を振 つている。見ると顔色の好い勞働者風の父親らしい人がこれも幸福相に笑ひながら向ふ から歸つて來る。やがて三人手を取りくり返しキツスをすると父親はいきなり上着を側 の枝にかけて三人一所に野菜畑を耕すのであつた。ミレーさながらの此の有様も亦設計 画の夢ではなかつたか。深いショツクに打たれて歸る道すがら町の教會の夕方の鐘が靜 に響いて來た²⁾。

3. 個性のある地域を育てる風致地区制度

3.1 風致地区制度の誕生

明治期になり近代都市建設を進めるため、1919 (大正 8) 年に我が国初の全国版の法律 として旧都市計画法が誕生し、その第十条において現在でも運用されている風致地区制度 が、都市の自然的資源や文化的資源の保全に関する制度として創設された。そして、1926 (大正 15) 年に明治神宮内外苑附近風致地区が初指定され、その後、戦前にかけて全国的 に指定がなされ、2017 (平成29) 年3月31日現在、青森県と高知県をのぞく45都道府県 に765地区が指定されている。各指定地の面積は、1haに満たない規模から約6700haの兵庫・六甲山風致地区まで多様である。

制度が創設されてから初指定まで7年の期間を要しているが、当時の文献をレビューすると風致の対象の説明が多くなされており、はじめての近代都市形成における「風致」のあり方を様々な側面から議論していることが伺える。中でも1927(昭和2)年に発表された北村徳太郎の「風致地区について」(『都市公論』第10巻第4号)では、風致とは1本の樹木から温泉都市や遊覧都市までをも含むとしており、風致要素の規模と形質(タイプ)の多様性を述べている点は興味深い。

3.2 景趣概念と風致

文献レビューによる風致の捉え方を分析する中で注目したいのは、「風致」を説明する際に多くの文献において「景趣」概念を用いている点である。例えば、1939(昭和14)年の吉田眞夫による「東京府風致協会聯合協議會に論議されたる風致地区問題に就て」(『風致』第4巻第1号8-23)では、

我が東京府に於ては全国に魁けて風致地区を指定せられ、現在は十地区に及んで居るが、斯うした事業の性質上官憲の力のみによって目的を達成することは不可能に近いことであって、夫れには地区関係者は云ふに及ばず、市民自らが協力して為すのでなければ到底所期の目的を達成することは出来ぬと言っても敢て過言ではあるまい。此點に着眼した東京府當局の熱心なる慫慂斡旋と、理解ある地區関係者の都市愛護精神は渾然一體となって、指定後幾何もなくして各地區社團法人風致協會が設立され而も之等の協會は相糾合して聨合會を結成し、相互の連絡を圖ると共に一意目的の貫徹に力めつゝあることは、吾々の聲を大にして誇り得ることゝ思ふが然し之等の風致地區は何れも帝都の内に介在し、幾多事情の錯綜する私権の上に構成された景趣の維持増進は一朝一夕を以て望み得ぬことであり、現在は風致協會関係者の理解ある協力に依って幸い小康に安ずることを得ては居るが、一(後略)一

とあり、風致は、人々の暮らしの表れとして捉えることができ、その総体を景趣としているといえる。

3.3 景趣概念で捉える風致地区制度

風致地区制度は、1919 (大正 8) 年の旧都市計画法の誕生の際に創設された我が国初の 地域制緑地制度であり、戦前までに全国でほぼ現在の指定地区数になった。風致地区制度 においては、指定だけでなく風致協会が設置できるようになっているが、東京以外ではほ

とんど組織されておらず、仙台、金沢、熱海、名古屋、そして福岡の一部に存在したとされているのみである³⁾。

面積をみると現在全国で 765 地区が指定されており、そのうち 100ha 未満は約 62%、100ha 以上 1000ha 未満は約 33%であり、1000ha 以上は約 5%であるが、総指定面積は 17万 ha になり、これは営造物公園の国営公園が、平成 17年度で約 2400ha に比べてもはるかに広い。地域制緑地である風致地区指定地は、民有地を多く含んでいることからこうした面積を指定地のテーマにあった地域として育成していくには市民や企業など当該地関係者の理解が重要であり、その意味で風致協会の存在は重要なものとして制度設計されていたと考えることができる。

これは、前述の景趣と風致の概念の関係性からも理解でき、気候風土に根付いた暮らしの表れとして風致を捉え、その総体を景趣としていたことからすると、風致地区制度は地区指定にとどまらず、その後に地区を育てていくことによって、独自性のある地区育成が行なわれるという意図を見ることができることになる(図 2)⁴⁾。

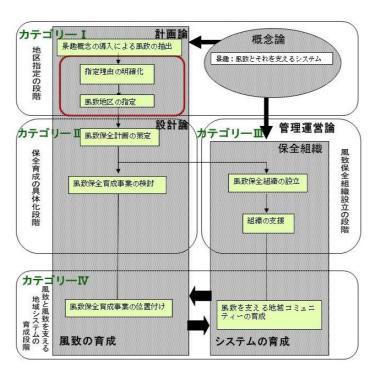


図2 景趣概念を導入した風致保全の体系

3.4 風致地区制度の育成概念とコミュニティ

風致地区制度でおそらく大きな誤解があるとすると開発を否定している制度であると受け止められていることかもしれない。もしそうであるとするとこれは改めるべきであり、地域の自然的・文化的資源を適切に継承しつつ変化(育成)していくことで独自性のある地区になっていくことをねらっていた制度と考えられる。

昭和初期に風致地区指定が全国的にはじまったが、東京での指定地はいくつかのタイプをみることができる。まず、①風致地区初指定地である明治神宮内外苑附近風致地区と多摩稜附近風致地区は、天皇にまつわる土地の神聖性を保つための周辺域の保全、②洗足、善福寺、石神井などは水辺の保全、③多摩川風致地区と大泉風致地区は自然地と一体となった住環境づくりであり、特に多摩川と大泉は適正な開発が指定地の付加価値を高めていくことを意図していたと見ることができる。

1934 (昭和9) 年に東京都市計画叢書として発行された『風致地区概要』の大泉風致地区の説明には以下のように記述されている。

白子川流域低地を挟む台地は概ね農耕地にして屋敷林、社寺林境内林点在し、白子川に面する北斜面は鬱蒼たる樹林地にして其の景趣離塵の妙境たり又西部は地勢概ね平坦、赤松の群落を交えたる雑木林~故國木田獨歩の「武蔵野」の一節を共儘に見る如し。其の一部に田園都市経営地あり、~(中略)~環境に順ひ自然の風趣を重んぜば都下理想の田園都市建設地なるべし

その後、樹林や公園が点在する大泉学園住宅地が形成されるとともに、古くからの集落と農地が共存する味わいのある景観となっている。そして、現在、行政と民間のオープンガーデン等による「ちゃい旅」などの散策プログラムが展開され、人々が愉しみながら集える場づくりの舞台として息づいている。

一方、多摩川風致地区は、地区指定がなされた当時にはすでに都市化の兆しはおこっていた。玉川全円耕地整理事業をはじめ、指定区域にもなった田園調布、指定区域外ではあるが成城学園、多摩川風致地区の背骨ともいえる国分寺崖線では多摩川の清流と富士山を望む緑に囲まれた崖線での別荘地的宅地造成などを見て取ることができる。

風致地区は都市化の圧力に効果が認められないとの指摘もあるが、指定地周辺に比べれば都市化は抑制されている。また、国分寺崖線での土地利用の変容を分析すると、樹林として継承されているだけでなく、樹木を活用した宅地や公園になることで緑の崖線としての連続性は形成されている(図 3)。

3.5 石川榮耀と八事風致地区

名古屋・八事風致地区は、大正期から続く八事保勝会をルーツにもつ八事風致協会の働きかけもあり、地区指定がなされた経緯をもつ。この地区は、古来より名古屋郊外の風光明媚な丘陵地において、愛知郡長の笹原辰太郎がいずれ都市化されることを想定して既存の地形と樹林を継承した住宅地開発を行なった土地である。八事風致地区となった土地は明治期からいくつかの耕地整理事業や土地区画整理事業が行なわれ、そこには材木商であ

り料亭・八勝館の館主や興正寺の関係者など地元の名士をはじめ行政と市民が一体となって良好な住環境形成に尽力していた。しかも、東京の景勝地におけるボート場の視察に赴くなど、地域の自然的資源を活用した地域経営の手法も研究しており、こうした取り組みにより土地の付加価値を高め、現在でも名古屋市における緑環境が良好な住宅地として一定の水準を保っている。

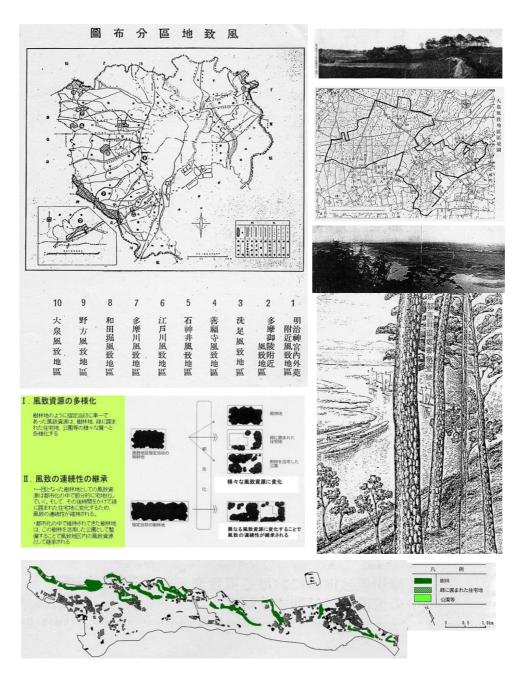


図3 多摩川風致地区の指定当初と緑を活用した土地の変化

4. グリーンベルトと都市農地

4.1 東京緑地計画と緑地地域

欧州での産業革命後、都市化に対する様々な考え方が展開していく。英国では 1900 年前後に提唱された前述の田園都市論をはじめ、アーバークロンビーやレイモンド・アンウィンによるグリーンベルト、米国ではパークシステムの展開と共に郊外都市の形成に伴うコミュニティ育成を意図した C.A,ペリーによる近隣住区論、そして 1924 年に開催されたアムステルダム国際都市会議においてグリーンベルトで都市の外延化抑制が提唱された。

その後、我が国では、1932 (昭和7) 年に東京緑地計画協議会が検討をはじめ、1939 (昭和14) 年に東京緑地計画が策定された。この計画では東京中心部においては現在の東京23区の外緑部を環状に囲む緑地とそこから都心部へ陥入する緑地との放射環状型の骨格を持つ緑地帯とともに、広域的には房総半島、秩父、湘南、三浦半島にまで及ぶ緑地を指定する計画となっていた。しかし、実際に指定されたのは防空空地とした戦時下における防空機能をねらいとした指定になり、戦後は緑地地域となっていった(図4)。

緑地地域においては、菜園付き住宅など建蔽率が20%といったオープンスペースを多く確保した住宅地形成が行なわれていた。しかし、緑地地域は地域制緑地としての、しかも特別緑地保全地区のように買い取り請求権を持つ地域制制度とは異なる損失補償等をもたない普通地域制制度であることもあり、戦後の住宅地供給をはじめとする都市化の圧力に弱く緑地帯としては形骸化していき、最終的には1968(昭和43)年の新都市計画法の誕生により緑地地域制度の考え方は全面廃止になった。しかし、新都市計画法であらたに誕生した市街化区域と市街化調整区域は、市街化を抑制するエリアを明確にすることで緑地地域の思想をネガティブに継承することになったといわれるが、少なくとも「緑地帯」としての看板が下ろされたことはその後のグリーンベルト形成が積極的になされなかったことに繋がっていったといえる。

4.2 世田谷の農地

その一方で、現在、世田谷区内で都市農地が多く存在している環状八号線沿線地域から 西側地域は、この緑地地域由来の土地が多く、こうした都市農地と市街地が共存するのは、 明らかに中央区や港区等の都心とは異なる独自性であり、世田谷区の歴史性を継承した土 地利用の貴重な資源として認識して将来像を描くことが大切である。90万人を超えた住宅 都市・世田谷は、今後20年程は増加していくとの人口推計がなされており、住宅供給は必 要であるが、その一方で、空家問題も顕在化している。少なくとも住宅供給における農地 の宅地化に対しては、様々なオプションを用意することで、でることなら農地として継承 しやすくする方策の研究が求められる。

2018(平成30)年に施行となった都市計画法の改正による新たな用途地域である田園住居地域は、市街化区域内における農地と一体となった市街地形成を意図しており、低層住

居専用地域に建築可能な住宅、老人ホーム、診療所等や150 ㎡以内の日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗等、および農業用施設としての500 ㎡以内の農家レストラン等が整備できる。これによりまさに田園都市としての地域づくりが可能となったと言え、これまで以上の魅力的な風景と暮らしを育成することができる。また、東京都が創設した「農の風景育成地区」制度が2011 (平成23)年8月1日に施行されて、世田谷区の喜多見地区がその第一号として指定された。風致地区指定区域内でもあるこの地にこうした地区指定がなされることは、東京都においても農の風景を大切にした地域づくりができるポテンシャルを見出されていることの現われでもあることからも、既に整備が行なわれている農業公園を契機として、引き続き積極的に味わいのある取り組みを展開していくことに期待したい。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では想定を超える様々な災害が発生した。那須地域の乳牛の酪農家では、搾乳は毎日行なわなければならない一方で、物流ルートの分断と麻痺により牛乳の出荷ができないために、泣く泣く廃棄をしていることが報じられていた。酪農家が「取りに来てさえくれれば、無料でも差し上げたい」と話をしていたことが、今でも記憶に残っている。市街地内に農地が存在するのは、こうした発災時における強みを発揮する可能性を含んでいると言える。農業公園のマネージメントとして災害時を想定した「備え」を計りつつ、それが日常的には「楽しみ」や「経営性」になっていくプログラムづくりも重要と思われる。

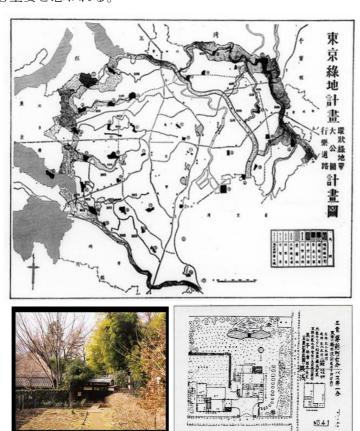


図 4 東京緑地計画、岡本民家園、菜園付住宅

5. 風致地区にみる緑のデザイン

5.1 「緑」の主体と手法の多様性

風致地区研究の中で各地の指定地を視ていくと指定地周辺の地域と違った個性的なデザインを見ることができる。ここでは、こうしたデザインをいくつかの切り口で紹介していく。

景趣概念を用いることで規模と形質が多様な風致は、風土に根付いた暮らしの現われとして捉えられた。これによってその様々な風致を支える主体は行政・企業・個人のように風致に応じて異なることも見えてきた。そして、その手法も制度・計画・設計・管理運営のように様々である。こうした多様な主体と手法によって独自性のある地区形成がなされているといえる(図 5)。

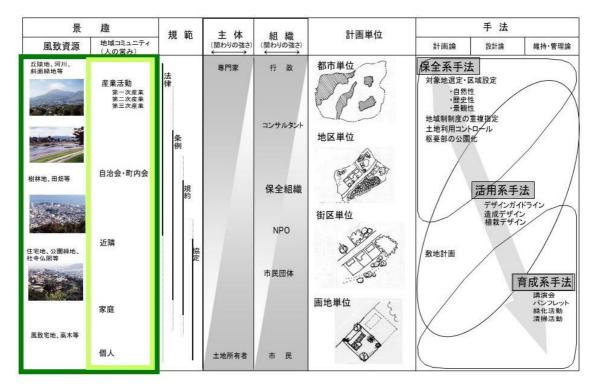


図5 風致の多様性と主体

5.2 都市の骨格としての緑の継承

都市には、山地・丘陵、河川、崖線の緑地など、都市の骨格となるみどりが存在する。 こうしたみどりを保全するには、自然地保全系の地域制制度、または適正な開発を行ない つつ元来の骨格としてのみどりを継承していくためには、既存の地形や樹木を活用した改 変を行なうことで骨格としてのみどりが継承されていく(図 6)。





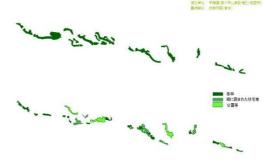






図6 骨格としての風致

(左上中:熊本市、左下:兵庫・目神山住宅地、

右上中下:東京·多摩川風致地区)

5.3 住宅都市・世田谷区のみどり

面・線・点の緑~DNA の塩基配列の発想でのみどりの街づくり~

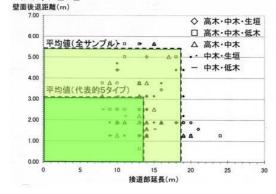
インダストリデザインの分野においては、バイオミメティクス(生物模倣)として工業 製品のデザインが生み出されることがある。これは、生物の形態やシステムを参考にデザ インする考え方であり、例えば新幹線の先端部の形状やパンタグラフの形状などは鳥類の くちばしや羽の形状を解析した結果である。生物の性質や形質(形態など)は、DNAの違 いが影響しており、DNAは4種類の塩基配列によって異なっている。こうした視点は、例 えば街路景観の独自性を考えるときにも応用できる。緑豊かな街路景観は、理想的な住宅 地として捉えられることが多いが、緑豊かに見えるためには一定の敷地面積が必要である と思われがちである。しかし、例えば平坦な街路を歩いているときに見える街路の両側の 緑は、多くの場合、街路に接した部分の植栽が影響していることになる。敷地面積が大き く植栽空間を広く取れる敷地であっても街路から見えない部分の植栽は街路景観には影響 しない。この発想からすれば、「緑豊かな街路景観」を形成するには、街路に接した全ての 敷地が「緑豊か」でなければ形成し得ないとは一概には言えない。つまり、各画地におい て敷地規模や接道部延長等の関係で接道部を「緑豊か」な植栽計画を行なうことができな くても、玄関先に1本の中木を植栽するだけでも他の敷地の植栽状況との関係で街路全体 としては「緑豊かな」街路景観となり得ることを意味している。このことは、都市の緑の 指標のひとつとして緑被率が用いられるが、景観的視点からは「面」として存在せずとも、 生垣などの「線」、そして中高木の「点」として存在がある一定のバランスで存在すること で「緑豊か」な街路景観を形成することができることを意味している。

成城学園において被験者が「成城学園らしい宅地」と「一般的な宅地」とを分け、その タイプと植栽の状況の関係について調査を行なった。その結果、両者には接道部の植栽の 構成(高木、中木、低木、生垣)には違いがみられ、そしてこれらを空中写真・地形図・ 住宅地図より把握した接道部の植栽空間面積との関係を分析した。すると、各宅地タイプ に多く見られる植栽タイプの接道部植栽空間面積はほぼ同じであることがわかった。つま り、植栽面積が同じであっても、中高木を含んで低木や生垣を組み合わせるような植栽デ ザインを行なうことで、「成城学園らしい宅地」として認識されることが明らかとなった(図 7)。

	宅 均	也 類 別
植栽の組み合わせタイプ	風致宅地(%)	一般宅地(%)
高木·中木·生垣·低木	23 (95.8)	1 (4.2)
高木·中木·生垣	103 (93.6)	7 (6.4)
高木·生垣	13 (72.2)	5 (27.8)
高木·中木·低木	82 (71.3)	33 (28.7)
中木·生垣·低木	18 (69.2)	8 (30.8)
高木·中木	58 (69.0)	26 (31.0)
中木·生垣	61 (67.8)	29 (32.2)
高木·生垣·低木	4 (66.7)	2 (33.3)
高木のみ	5 (35.7)	9 (64.3)
中木·低木	46 (35.1)	85 (64.9
中木のみ	39 (27.9)	101 (72.1
生垣のみ	8 (25.8)	23 (74.2)
高木・低木	2 (25.0)	6 (75.0
低木のみ	1 (4.0)	24 (96.0
ほとんど植栽なし	1 (2.1)	47 (97.9
生垣·低木	0 (0.0)	2 (100.0



風致宅地





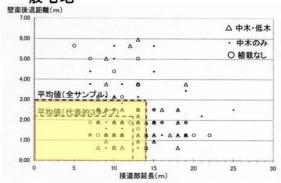


図 7 成城学園の接道部の植栽面積と植栽タイプの関係

5.4 緑の味わいを深めるひと工夫のデザイン

5.4.1 坂道の樹木と壁

世田谷には多くの坂道が存在する。そこには法面が発生する。できることなら法面が少なくなる造成を行い、敷地の角や接道部の既存樹木を数本残すだけでもそれまでの風景の面影を引き継いだ景観形成ができる。もしそれが叶わない場合は、アイストップには中高木の植栽や壁面緑化、または壁面の分節化により圧迫感を軽減した上で低潅木やアイビー等の地被類での修景を行なうこともひとつの手法である(図 8)。







図8 坂道の植栽デザイン(左:福岡市、右上:名古屋市、右下:札幌市)

5.4.2 街にひらかれた家

日本のこれまでの暮らし方の中では敷地を囲むことが一般的であるが、建物と街路の遮蔽を少なくすることで街路に暮らしの風景がにじみ出し、街路に味わいを生み出す。完全に開放しなくても、敷地境界上の遮蔽を少しセットバックし、少しでも植栽空間の確保し、または駐車スペースであっても1本の樹木を植栽するだけで風景がかわる(図9)。









図 9 開かれた接道部 (上左右:札幌市、下左右:神戸市)

5.4.3 歴史と独自性を伝えるアイストップになる一本の樹木

樹木はその環境に適合すれば、過剰な管理を行なわなくても健全に生育する。また、環境により生育する樹種が異なることは、独自性のある景観形成を創出することにつながる。こうした中高木を玄関先、敷地の角、T字路やカーブの正面、坂道の上などのようなアイストップになる場所に植栽することでその土地ならではの風景、季節感をより一層象徴的に演出することができる。そして、そこを通る人々に知らず知らずのうちにそこでの暮らしの記憶となり、その土地に対する愛着を育んでいくきっかけにもなる(図 10)。





図 10 アイストップとなる 1 本の樹木 (左:神戸市、右:札幌市)

5.4.4 接道部のちょっとした緑

壁下の5cm程の幅の線状の植栽、駐車スペースにスリット状に植栽したタマリュウ、玄関先の1本の中高木。2018 (平成30)年に改定された「世田谷みどりの基本計画」において、区民が手ごろに取り組めるアイデアとして「ひとつぼみどりのススメ」(世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課)が記載された。こうしたわずかな植栽でも宅地数が多い住宅都市・世田谷においては、砧公園ほどの面積の緑を創出することができるとの試算となった。「面」としての緑地の増加は、ヒートアイランド現象や豪雨発生の低減、さらには、緑が植栽されることで植栽基盤である土壌面の増加により少しでも雨水の地下浸透が図られ、地表面での流水や下水管への負荷低減も期待できる。また、特に玄関先の植栽空間はコミュニティを生み、育むきっかけともなり得る。東京農業大学造園科学科の1年生の「体験演習」では、世田谷キャンパスの道路沿いに毎春、花壇づくりを行なう。演習を行なっていると「あら、綺麗ね~」「なんていう名前のお花なの?」と年配の女性が声をかけてくださったり、近所の幼稚園・保育園のお散歩で保母さんが「おねえさんが おはな うえてるね~」「おはなさいてる一」など、会話のきっかけになるなど人と人をつなぐインターフェースとして機能していることがわかる(図11)。











図 11 接道部の緑の工夫

5.4.5 商業の緑

風致地区制度に対する最大の誤解は開発を否定した制度として捉えられている点である。前述 (3.4、3.5) のとおり、指定地の方向性にあった既存の自然的・文化的資源を活用した適切な開発は、むしろ時代に合いつつも、その土地ならではの風景を形成していく。中でも商業的土地利用においては、店舗の独自性や付加価値向上に貢献する。こうした地域資源を活用した商業建築は風致地区指定地以外にも見ることができる。桜並木で人気の目黒川沿いは、桜並木だけでなくそのスケール感がマッチした小店舗が集積しており、その店舗も桜並木という空間と呼応する小さな植栽スペースや店舗イメージにあった個性的なプランターなど配置されている(図 12:右上)。また、広尾の裏路地にあるカフェ&フラワーショップは、既存のタブノキにまとわりつくような建物となっており、思わず入ってしまいたくなる雰囲気を醸し出している(図12:左上)。





図 12 商業地の緑 (左上:東京・広尾、右上:東京・目黒/作図・高野愛恵、 下左右:福岡市、右中:名古屋市)

6. 「緑豊か」な住宅都市をつくり、継承するために

6.1 樹木に対する地域の理解

2019 (令和元) 年 12 月 20 日、日本記者クラブにおいてノーベル化学賞を受賞した吉野 彰氏は、「環境問題は攻めの姿勢でないとサステイナブルな社会は構築できない」、「環境問題はビジネスチャンス」と語っている。環境問題解決にむけた取り組みが否定的である要因のひとつに、経済との両立がある。2006 年公開のアル・ゴア元米国副大統領によるドキュメンタリー映画『An Inconvenient Truth (邦題:不都合な真実)』でも、「地球まるごと」と「金の延べ棒の山積み」が天秤にかけられた風刺絵を用いてアル・ゴアが当時の地球温暖化の懐疑派の認識を指摘している。

樹木は、地球環境のコントロールにとどまらず、人類の生存にとって大きく貢献していることを理解し、その上で人類が生存する土地を整える中で生じる様々な問題をひとつひとつ丁寧に無理なく解決していくことが重要であることを、気長に広めていくことがたいせつである。

6.2 検討課題

6.2.1 落ち葉の資源化

いまや使用済みダンボールや新聞紙、雑誌などは「資源ごみ」として扱われるようになっている。特に落葉樹が迷惑資源として語られる要因は、落ち葉の清掃や雨樋へのつまりなど手間がかかることがあげられる。今後、樹木がより多くの人々に受け入れられるようにするには、落ち葉清掃の効率化や「落ち葉の資源化」が求められる。資源化については世田谷区でも川場村との連携によりバイオマス発電等の取り組みは行なっているが、例えば茨城県茂木町堆肥センター美土里(みどり)館では、1 袋約 15kg を 400 円で引き取り、牛糞等との混合による堆肥化、有料頒布を行なっている。この堆肥の水田への混入により収量が増加することも確認されている。

またレクリエーション利用としては落ち葉プールなどは既に取り組まれているが、愛知 県岡崎市では落ち葉スキーで話題を呼んでいる。さらに、例えばイチョウ葉エキスやクス ノキからの樟脳などもある。実際の実施にあたっては様々な課題もあるが、落ち葉をごみ とせず、取り合いになるほどのアイデアを考えること、実施にむけて検討を進めていくこ とも必要である。

6.2.2 相続による高木の消失

世田谷区内には高木を所有する敷地規模の大きな住宅も多いが、こうした土地で相続が 発生した場合、土地の物納により更地化される際に高木が伐採される。こうした状況への 対策の検討も重要になってくる。画地内の高木を1本でも保全することで街の緑景観の独 自性が継承される。特に接道部や角地の中高木は街路景観に大きな影響をもつ。税制面で

の手法、土地の譲渡における手法。借地公園やちょこっと緑、道路整備としての手法など、 少なくとも既存の様々な手法をより効果的に活用することを検討する必要もあると思われ る。

6.2.3 「空師」による高木の管理

世田谷区内の高木には、高所作業車の搬入が困難な場所に立地していることもある。所有者にとっても近隣の人々にとっても、愛着のある樹木であったとしても、倒木や落枝の近隣への影響などの心配から悩ましいことも多くある。しかし、これまで述べてきたように植物は私達の生存にとって重要であることからも、近隣の方々の理解を得ながら継承していくことが望まれる。樹木は適切な管理により健全性はより高まる。これは、1本の樹木においてでもそうであるが、例えば3本の高木が密に植栽されていた場合、中央の1本を除去するか、または、両サイドを除去して中央の1本をシンボルツリーとして育てるかなどにより、樹冠の雰囲気を継承することが可能となる。こうした「間引いて育てる」視点は、植栽計画の大家である山本紀久氏も著書『造園植栽術』でも述べている。

このような作業において高所作業車が搬入できない場合、「空師」の技術に期待がかかる。 全国的にも少ない職能ではあるが、世田谷区内にもこの技術をもった職人は存在する(図 13)。この緑を適正に管理できる技術者の存在を周知することも緑に対する理解を広めると 共に、その作業を目の当たりにすることは緑に対する理解を広めるだけでなく後継者を育 むきっかけともなる。





図13 空師による高木剪定

6.2.4 田園住居地域の検討

生産緑地地区制度の 2022 年問題とも関係し、新たな用途地域が誕生した。東京都の「農の風景育成地区」の第一号指定を受けた世田谷区にとって農と共存する住宅都市形成を進めていくことは、区のブランドを高めるひとつでもある。「開発しにくい区」として不動産動向が低迷する可能性もありうるとすれば、「独自性を継承・育成した」、「適正な」開発が行なわれることで地域の付加価値を高めていくことも検討課題といえる。

6.2.5 市街地再開発や地区計画におけるデザインガイドラインの充実

開発的方向性に舵を切ろうとすると「反対」意見がでることは必ずある。これ自体はある意味、健全な動きと捉えたいが、一方で継続的にその方向性を「皆」で議論し、より多くの当事者の納得と合意が得られた将来像を描くことが求められる。地域づくりは、企画・構想からはじまり、計画、設計、施工へと進んでいく。企画・構想、計画段階だけではなく、その計画をより具体的にし、設計へとつながるプロセスにおいても、様々な主体が建設的な議論を積み重ねるべきである。そうした中で、例えば地区計画などをはじめデザインガイドラインは、より多くの関係者がよりわかりやすく魅力的な将来像を描けるようにする上で積極的な活用を図るべきである。

6.2.6 緑化地域制や環境配慮制度における緑化計画 (既存樹木の活用も含めた) の質の評価

世田谷区では緑化地域制や環境配慮制度等によって緑の保全・活用・創出がシステムとして機能している。これにより企業であれ個人であれ開発的行為を行なう際に緑に対する配慮を意識することとなり、こうした積み重ねが緑の「量」を増加させることに貢献していく。その一方で特に創出系の緑において緑化基準を満たすことに主眼をおいた植栽計画の場合、植栽管理にかかわる愛着や持続性が保たれず、粗放的空間となることでむしろ好まれざる状況となることにもつながることがある。緑量の基準をクリアすることは大前提ではあるが、その緑が何かしらの機能を発揮することを意図した植栽計画が求められるとともに、その質を評価する手法の検討も大切である。

6.2.7 風致地区のブランド化

風致地区指定地の関係者は、指定地外よりはテーマ性のある自然的・文化的資源が継承された土地で暮らせるメリットがある反面、容易に開発的行為を行なえない規制も受けている。罰則はないものの、高木を継承することも近隣との関係からは悩ましいこともある。しかし、そうした独自性のある地域の存在は自治体にとってはひとつのブランドである。土地所有者、居住者が地域の価値をより感じるためにも、例えば景観整備にかかわる投資を行なうことで居住者感情をより前向きにしていくことがあってもよい。

6.2.8 公共と公共のつながり

接道部や角地に1本の中高木があるだけで街路景観は深みを増す。そして、この1本の中高木のためにはそれほど大きな植栽桝を確保せずとも植栽をすることは可能である。一方、歩行者空間は、そこに接する敷地との一体性を形成することで歩きやすさを向上させるだけでなく、中高木は夏場の木陰や少雨では傘をささずとも通行できるなど、より一層の快適性を高めることができる。自治体の緑の総合計画である「緑の基本計画」の基本的な手法に系統計画の考え方がある。公園、街路樹、住宅地など様々なタイプの緑を「環境保全」、「防災」、「レクリエーション」、「景観形成」の視点でネットワークさせることで既存の緑の担保性を向上させるだけではなく、新たな緑の創出を促すことにもつながる。特に、幅員の狭い歩行者空間に接する公共性が高い敷地の場合、部局を超えた連携を図ることで、歩行者がその空間に一層の親近感を生むことにつながる(図 14)。









図 14 歩道と公共施設の一体性(上左右:横浜市、下左右:福岡市)

おわりに:暮らしを愉しむ舞台としてのみどりの「デザイン」

防風林や薪炭林としての屋敷林や雑木林などのボランティア活動でよく聞かれる課題は、高齢化と活動人数の確保である。元来こうした樹林は、枝打ちや間伐により燃料として利用するといった「生活に密接」した「結果としての風景」であった。しかし、生活様式の変化によってこうした樹林と関わらずとも暮らすことができるようになることにより、日常のリズムから切り離されてしまったことが管理の低下につながっている。そして藪化し、防犯面での懸念により伐採の方向へと傾くことになることも多い。樹林に限らず、1本の樹木においても何かしらの形で暮らしの中での必要な機能を持たせることで、適正で永続性のある緑となる。

成城学園では2017 (平成29) 年に『成城みどりのスタイルブック』((一財)世田谷トラストまちづくり,法人格成城自治会)を刊行した。田園都市論の理念をもつ理想住宅地として形成された成城学園においても、近年、土地の細分化等による緑の減少への歯止めを意図した試みである。民法の改正により本年4月に施行される「配偶者居住権」の新設により、相続税対応の物納による樹木の伐採が減少する期待がある一方で、1本の中高木であっても暮らしの舞台となるような意味合いを見いだすことが求められる。

10 数年前、ガーデニングがブームとなった。しかし、まさにブームで終わってしまった。 ひとつの原因として園芸作業としての自己実現に寄与したものの、暮らしの一部にはなり えていなかったのではないのではだろうか。以前、東京農業大学造園学科の客員教授であったロジャー・ブラウン先生のご自宅に数日、滞在させていただいた。日中は、先生が携わられた米国・ポートランドの公園緑地を視察し、早めの夕方に帰宅後は車で食材を買い に二人でスーパーマーケットへ出かけた。先生は、トウモロコシが山積みになったワゴン から一本を手に取ると、皮を開いて粒を確認して頷きながら数本をカートに入れた。 ひととおり購入し家に戻ると奥様が料理の準備をはじめていた。買ってきた肉をとろ火で焼き始めるとテラスに出てピーナッツをつまみにスコッチを飲みながら雑談をしつつ肉が焼けるのを待つ。テラスのソファー席のテーブルにはお庭の花がさりげなく飾られている。肉が焼ける頃には近所のご夫妻が訪れて5人で食事。食卓にはやはり花が飾られ、肉には庭のハーブが添えられている。日も暮れて少し涼しくなってきたので部屋に入りデザートを食べる。ケーキにかけるのは庭のブルーベリーで作ったジャム。欧米では、イブニングの時間帯が大切にされている。定時で仕事を終え、家族や仲間との時間を愉しむ。その何気ない時間を彩る素材として庭の草花が用いられ、少し質の高い時間を演出している。

日本でのガーデニングブームで人気であったのがイングリッシュガーデン。なぜ本家では家の周りや窓辺に花を飾るのか。フランス留学中によく見た光景は、犬の「落し物」。結構な頻度で出会った。馬車の文化が長かったことも起因していると思われるが、欧州ではこうした場面は比較的多い。日本より乾燥していることが多いのか、確かに2日か3日ほどで乾燥して粉々になり風に飛ばされていった。一方、これが都市の衛生性を悪化させる

要因にもなり冒頭のパークの誕生の話につながる。夏の本当に暑い時期は短い。エアコンを持つ家は多くない。窓を開けていれば何とかしのぎきれる。そうしたところに街の「落し物」を渡り周った虫達の侵入は耐え難い。花には虫を遠ざける物質を放つものもある。ハーブは土を浄化する機能もある。欧州でのガーデニングにはこのような意味も考えられる。2019(令和元)年に中部大学の長谷川らは、マリーゴールドの根から出るα-ターチエニルが土中の線虫を死滅させる効果を発表している。要は園芸の愉しみだけでない、日常をより「豊か」にする意味合いを持たせることかもしれない。玄関先の一本の樹木もそうした意味が負荷されると「なくてはならない」ものになる。

玄関先の樹木の下にイスを置く。気候の穏やかな朝、新聞を取ったご老人がそのイスに 座りお茶を飲みながら新聞に目を通す。その前を犬の散歩、通学の子供達が通っていく。 防犯の目にもなる。災害が発生したとき、子供たちはそこのご老人のことが心配になる。 一本の樹木の下でそんな人と人の絆が育まれていく。そんな樹木であってほしい。



図 15 暮らしの愉しみ (左上: フランス 暮らしでの自炊、 右上・左下: 我家のブルーベリーとムスカリとミニチューリップ、 右下: 自ら植えたヒメシカラも 20 年)

「対献]

- 1) エベネザー・ハワード、長泰連訳 (1968): 明日の田園都市: SD 選書 28, 12-13pp
- 2) 石川榮耀 (1926):「郷土都市の話になる迄」の【断章の三】, 都市創作 2(4)
- 3) 中島直人 (2003): 用語「風致協会」の生成とその伝播に関する研究: 都市計画論文集 38(3), 853-858
- 4) 阿部伸太 (2009): 景趣概念の導入による風致育成手法の体系化に関する研究: ランドスケープ研究, 73(2), 日本造園学会